

申請に必要な書類(不育症治療)

	書 類 名	注意事項
	南相馬市不妊治療及び不育症治療費等助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)	申請者は夫婦ともに南相馬市民の場合は夫、妻どちらでもかまいません。どちらか一方が南相馬市民の場合は、その方が申請者となります
	同意書(様式第2号)	
	南相馬市不育症治療医療機関証明書(様式第7号)	医療機関記入書類 * 福島県の助成を受けた場合は、申請書類の写しでかまいません
	不育症治療費領収金額の明細書(様式第8号)	
	医療機関発行の領収書及び明細書の写し	
	院外処方がある場合は、薬局が発行した領収書及び明細書の写し	
	法律上の婚姻関係にあることを確認できる住民票謄本(世帯全員の記載があるもの)又は戸籍全部事項証明書	発行から3か月以内のもの
	夫婦の市税の完納証明書、又は市税の未納がないことを証明する書類	
	健康保険資格が確認できる書類の写し	
	通帳等の写し (振込口座の名義・番号が分かるもの)	口座は申請者に同じ
	保険者から高額療養費又は付加給付を受けた場合は、明細書等の写し	該当する場合
	公費助成金を受けた場合は、助成を受けたことを証明する書類	該当する場合
	福島県等が実施する不育治療に係る費用の助成事業に係る助成の決定を受けたことを証明する書類(福島県等が実施する不育治療に係る費用の助成を申請した場合)	該当する場合